

京都市桃山東第二土地区画整理組合が施行する京都市桃山東第二地区土地区画整理事業について、土地区画整理法第103条第1項の規定による換地処分があったので、同法同条第4項の規定により公告します。

平成28年10月21日

京都市長 門川 大作

(建設局都市整備部市街地整備課)